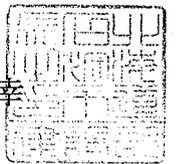


石狩市告示第 10 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 2 日

石狩市長 加藤 龍 幸



- 1 都市計画の種類 札幌圏都市計画道路
- 2 都市計画を定める土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線 街路	3・4・429号 屯田・紅葉山通	石狩市 花川東	石狩市 花川東	石狩市 花川東

（縦覧に供する都市計画の案の図書のとおり）

- 3 縦覧場所

石狩市役所（建設部建設総務課）